

食品安全委員会食品安全確保総合調査の実施について
(平成23年2月7日 調査・研究企画調整会議決定)

第1 趣旨

この決定は、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第23条第1項第6号に規定する科学的調査の一環として食品安全委員会（以下「委員会」という。）が行う食品安全確保総合調査（以下「調査」という。）について、「調査・研究企画調整会議の設置等について」（平成22年12月16日食品安全委員会決定）及び「食品の安全性の確保のための調査研究の推進の方向性について」（平成22年12月16日食品安全委員会決定）を踏まえ、食品健康影響評価等に係る様々な課題に適時・適切に対応できるよう効果的かつ効率的に実施されることが重要であることから、その実施のために必要な事項を定めるものとする。

第2 調査の内容

調査は、入札により行う請負調査であって、「食品の安全性の確保のための調査研究の推進の方向性について」に沿って行うものとする。

第3 調査の対象課題の案の選定等

- (1) 調査選定部会は、食品安全委員会事務局から調査の対象課題の案の提案を受けたときは、原則として、調査を開始しようとする前年度の3月中に調査計画書等を審査し、調査の対象課題の案を選定し、調査・研究企画調整会議（以下「企画調整会議」という。）に報告する。
- (2) 企画調整会議は、(1)の報告を受けたときは、「調査・研究企画調整会議の設置等について」第2の2(2)に基づき、各年度における研究の対象課題の案との調整を速やかに行い、その結果を食品安全委員会に報告するものとする。

第4 調査結果の公開

調査結果は、原則として委員会が運営する食品安全総合情報システムにより一般公開することとする。

ただし、公開することにより、個人の秘密や企業の知的財産等が開示され、特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがある場合にあっては、非公開とすることができる。

附 則

この決定は、平成23年2月7日から施行する。